



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年7月23日火曜日 第23号

## ◇ 目 次 ◇

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知..... (森林整備課) ... 270  
 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に関する揭示(2件)..... ( " ) ... 270  
 建設業者の営業の停止命令..... (土木管理課) ... 272  
 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) ... 273  
 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... (東予地方局四国中央保健所衛生環境課) ... 274  
 土地改良区役員の就退任の届出..... (東予地方局農村整備課) ... 274

## 訓 令

愛媛県青少年対策本部規程の一部を改正する訓令..... (県民生活課) ... 274

## 告 示

### ○愛媛県告示第348号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年7月23日

愛媛県知事 中村時広

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源<sup>かん</sup>の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

- 上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### ○愛媛県告示第349号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（令和元年5月愛媛県告示第101号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の揭示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年7月23日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡鬼北町大字下縫山甲264番地6 青木澄子	森林所有者
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡鬼北町大字日向谷甲678番地 青木初治	地上権
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡日吉村大字父野川乙950番地 犬飼誠市	地上権
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡鬼北町大字父野川下607番地 犬飼鶴政	森林所有者
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）	北宇和郡鬼北町大字父野川乙635番地 犬飼徳太郎	森林所有者

北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川91番戸 犬飼友治	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川88番戸 犬飼直治	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	松山市南齊院町1362番地 犬飼増夫	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	大阪府東大阪市西堤楠町三丁目86番地1 犬飼隆	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	宇和島市京町1番38号 入本勝生	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字上大野192番地 上田吉春	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	大洲市東大洲64番地2 梅本治	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	宇和島市三浦西1689番地 奥島家和	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川158番戸 奥藤ウメコ	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川甲1767番地1 奥藤勝義	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川甲1781番地 奥藤淳一	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川甲1799番地 奥藤信利	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川甲1836番地 奥藤増美	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川甲1799番地 奥藤ミサヲ	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	西宇和郡三瓶町大字朝立1番耕地337番地11 奥藤光明	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川甲1792番地 奥藤隣治	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川乙1683番地 音地明正	地上権
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川乙1066番地 音地熊治	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川下524番地 音地高義	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川乙1117番地 音地高義	地上権
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川下829番地 音地徳幸	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川下574番地 音地直由	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川下877番地 音地頼夫	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	愛知縣海部郡基目寺町大字西今宿字梶村256番地1 加藤トシエ	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	宇和島市和霊町101番地 金井儀十郎	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川甲29番地1 川添安光	地上権
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡成妙村大字戸雁740番地4 楠原哲夫	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡成妙村大字戸雁740番地4 楠原フヂエ	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字延野々211番地 葛本正志	森林所有者

北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川甲1568番地 熊田福太郎	地上権
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	愛知縣岡崎市大平町字下り45番地菱商店社宅R 河野純平	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字松丸甲134番地1 崎本定静	森林所有者・抵当権
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	高知縣幡多郡十川村大字烏356番地 芝ハルノ	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	東宇和郡野村町大字中通川8番耕地29番地 柴田キクコ	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	東予市北条429番地7 城戸いつみ	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川甲780番地 白江重雄	地上権
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	松山市藤原町666番地6 白江ノブエ	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	大洲市西大洲甲1306番地1 鈴木幸恵	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川上943番地 節安亀子	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川甲1074番地 節安進	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	松山市山西町589番地7 節安哲夫	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川上943番地 節安利	森林所有者
宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡広見町大字成藤177番地 竹内キヌエ	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	茨城県つくば市吾妻2丁目1番地2-702棟201号 田中啓介	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字日向谷甲197番地 田中太郎	抵当権
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	宇和島市朝日町二丁目3番13号 寺岡吉文	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川乙550番地 中平竹治	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	松山市山越五丁目2番5号 那須友和	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	宇和島市柿原1575番地 新谷直人	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川甲916番地 藤中武男	地上権
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川甲1719番地 藤中兼松	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川甲338番地1 藤田忠義	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	松山市柳井町三丁目1番地5 藤田賢次	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字日向谷甲336番地 船本寿恵	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字下鍵山甲279番地1 保証責任日吉信用購買販売利用組合	抵当権
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川甲432番地 道下盛多	地上権
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	京都府長岡京市今里深田7番地1 宮成功	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川甲456番地 宮成作子	森林所有者

北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川甲551番地 宗 入 工	抵当権
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	松山市桑原二丁目11番5号 村 谷 淳 志	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	熊本縣下益城郡隈庄町大字隈庄687番地 森 田 淑 子	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	大洲市徳森2321番地126 山 内 寿 章	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	宇和島市寄松甲313番地1 山 崎 繁 昌	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字上鍵山甲1686番地 山 本 常 子	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字日向谷甲335番地 山 本 柳 吾	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字日向谷91番戸 吉 川 清 治	抵当権
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字下鍵山甲265番地5 渡 邊 愛 治	抵当権
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字日向谷81番戸 渡 辺 菊 松	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字日向谷甲459番地 渡 辺 清 寿	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字日向谷甲459番地 渡 辺 清 壽	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字日向谷甲380番地 渡 邊 隆	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字日向谷566番地 渡 邊 隆	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字日向谷90番戸 渡 辺 柳 治	抵当権
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字日向谷93番戸 渡 辺 義 光	抵当権

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第350号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(令和元年5月愛媛県告示第101号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年 7月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字父野川下829番地 音 地 徳 幸	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字上鍵山683番地 中 川 貞 雄	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	東京都大田区矢口一丁目20番6号 日 高 富士夫	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字上鍵山84番戸 柳 本 マ ヅ	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡日吉村大字上大野甲401番地1 山 本 始	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

鬼北町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第351号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

令和元年 7月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	営業の停止を命じた年月日	停止を命じた営業の範囲	営業の停止を命じた期間	営業の停止を命ずる原因となった事実
(般-29)第17062号	平成29年8月28日	株式会社晃建	上甲 晃久	西予市宇和町岡山1173番地	令和元年7月10日	建設業の営業の全部	令和元年7月25日から27日まで(3日間)	株式会社晃建及び同社の従業員は、西予市内の同社廃材置き場において、平成30年12月26日、同社従業員が法定の除外事由がないのに廃棄物である木くず等を焼却したことに関し、31年3月28日、廃棄物の処理及び清掃

に関する法律違反の罪で宇和島区検察庁から起訴され、4月5日、宇和島簡易裁判所からそれぞれ罰金の略式命令を受け、その刑が確定している。

○愛媛県告示第352号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

令和元年 7月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

只越

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱19号までを順次結んだ線及び標柱19号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	字	地 番	標 柱
大洲市	阿蔵	タダコエ 乙321番1	1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号
		乙323番1	9号、10号、11号、12号
		乙361番2	13号、14号
	サワタニ	甲1879番1	15号
		甲1878番2	16号
		甲1883番16	17号
		甲1890番16	18号
		甲1890番8	19号

八尾

次に掲げる座標の土地に存する標柱1号から標柱19号までを順次結んだ線、標柱19号と標柱20号を市道八尾1号線西側官民境界線で結んだ線、標柱20号から標柱28号までを順次結んだ線及び標柱28号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

座 標	標 柱
基準点とする大洲市柚木942番地内電子基準点 大洲から253度11分54秒2.991 013メートルの地点	1号
標柱1号から18度09分59秒12.284メートルの地点	2号
標柱2号から18度09分59秒34.938メートルの地点	3号
標柱3号から95度35分58秒21.665メートルの地点	4号
標柱4号から53度50分48秒78.061メートルの地点	5号
標柱5号から347度43分15秒18.761メートルの地点	6号
標柱6号から253度52分26秒70.362メートルの地点	7号
標柱7号から322度23分57秒41.389メートルの地点	8号
標柱8号から30度03分17秒162.049メートルの地点	9号
標柱9号から70度42分18秒111.257メートルの地点	10号
標柱10号から47度14分36秒16.747メートルの地点	11号
標柱11号から302度06分05秒36.672メートルの地点	12号
標柱12号から5度08分11秒19.570メートルの地点	13号
標柱13号から273度16分08秒20.150メートルの地点	14号
標柱14号から0度27分13秒17.555メートルの地点	15号
標柱15号から292度26分55秒32.072メートルの地点	16号
標柱16号から22度06分34秒32.720メートルの地点	17号
標柱17号から22度06分36秒24.918メートルの地点	18号
標柱18号から116度58分39秒21.740メートルの地点	19号

標柱19号から149度51分00秒108.614メートルの地点	20号
標柱20号から219度14分29秒19.972メートルの地点	21号
標柱21号から169度52分52秒52.570メートルの地点	22号
標柱22号から215度41分29秒30.719メートルの地点	23号
標柱23号から250度40分34秒56.345メートルの地点	24号
標柱24号から230度59分03秒40.201メートルの地点	25号
標柱25号から132度35分53秒41.031メートルの地点	26号
標柱26号から174度18分27秒105.405メートルの地点	27号
標柱27号から218度08分14秒116.621メートルの地点	28号

保子野 A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱29号までを順次結んだ線及び標柱29号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	地 番	標 柱	
大洲市	平野町平地	3403番4	1号
		3407番1	2号
		乙1391番1	3号
		乙1393番1	4号
		乙1394番2	5号、6号
		3347番1	7号
		3387番1	8号
		3292番1	9号、10号
		乙223番3	11号
		3383番1	12号、13号
		3380番1	14号
		3384番1	15号
		乙225番1	16号、17号
		乙226番1	18号、19号、20号、21号、22号、23号
		3376番	24号
		3368番	25号、26号
		3351番	27号
		3345番1	28号
		3402番1	29号

保子野 B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱17号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	地 番	標 柱	
大洲市	平野町平地	3614番3	1号
		3634番1	2号
		3638番1	3号
		3670番	4号
		3671番1	5号
		3672番2	6号
		3660番	7号
		3713番	8号
		6190番	9号

3719番	10号、11号
3722番	12号
3736番	13号
3741番	14号
3659番	15号
3660番	16号
3634番 1	17号

- 四国中央市中曾根町25番地
- 3 特定施設の種別  
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第64号の2号イ、第64の2号ロ、第71の4号イ
- 4 変更しようとする事項の内容  
排水の系統の変更
- 5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量  
No.1排水口（工場排水）  
変更なし  
備考 この他に、雨水排水口が6箇所（今回3箇所新設する。）ある。

○愛媛県告示第353号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和元年7月23日

愛媛県四国中央保健所長 早田 亮

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
四国中央市  
四国中央市三島宮川4丁目6番55号  
市長 篠原 実
- 事業場の名称及び所在地  
四国中央市水道局中田井浄水場

○愛媛県告示第354号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市下島山土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和元年7月23日

愛媛県東予地方局長 馬越 史朗

退任

役員の種別	氏名	住 所
理事	浅木 雄次	西条市船屋甲360

訓 令

○愛媛県訓令第8号

庁中一般  
各地方機関

愛媛県青少年対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年7月23日

愛媛県知事 中村 時広

愛媛県青少年対策本部規程の一部を改正する訓令

愛媛県青少年対策本部規程（昭和54年愛媛県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
別表（第3条関係） <table border="1"> <tr><td>1</td><td>スポーツ・文化部長</td></tr> <tr><td>2</td><td>省略</td></tr> <tr><td>3</td><td>省略</td></tr> <tr><td>4</td><td>省略</td></tr> <tr><td>5</td><td>省略</td></tr> </table>	1	スポーツ・文化部長	2	省略	3	省略	4	省略	5	省略	別表（第3条関係） <table border="1"> <tr><td>1</td><td>省略</td></tr> <tr><td>2</td><td>省略</td></tr> <tr><td>3</td><td>省略</td></tr> <tr><td>4</td><td>省略</td></tr> </table>	1	省略	2	省略	3	省略	4	省略
1	スポーツ・文化部長																		
2	省略																		
3	省略																		
4	省略																		
5	省略																		
1	省略																		
2	省略																		
3	省略																		
4	省略																		

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。